

兵庫県公報

令和4年6月7日火曜日 第317号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定予定（治山課）	5
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産漁港課）	5
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	8
○ 水防法の規定に基づく高潮浸水想定区域の指定（港湾課）	8
○ 昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部 改正（同）	9
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	9
○ 建築基準法の規定による道の指定の取消し（同）	10
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	10
公 告	
○ 随意契約の相手方の公示（デジタル改革課）	10
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（男女青少年課）	11
○ 令和5年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（農業改良課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 入札公告（物品管理課）	15
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	24
○ 同 上（北播磨県民局）	24
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	24
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	25

告 示

兵庫県告示第720号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 事務所の名称及び所在地

名 称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 こうべ市民福祉交流センター5階

2 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

3 指定年月日

令和4年6月15日



兵庫県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市細田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	中嶋秀樹	神戸市西区押部谷町細田383番地
同	木下祝一	同 市同区押部谷町細田262番地
同	藤井和彦	同 市同区押部谷町細田708番地
同	藤本廣美	同 市同区押部谷町細田759番地
同	三譯一博	同 市同区押部谷町細田740番地
同	大面教博	同 市同区押部谷町細田280番地
監事	鷺尾敏明	同 市同区押部谷町細田632番地
同	藤田雄	同 市同区押部谷町細田937番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	中嶋秀樹	神戸市西区押部谷町細田383番地
同	木下祝一	同 市同区押部谷町細田262番地
同	三譯一博	同 市同区押部谷町細田740番地
同	大面教博	同 市同区押部谷町細田280番地
同	藤本廣美	同 市同区押部谷町細田759番地
同	藤田雄	同 市同区押部谷町細田937番地
監事	鷺尾敏明	同 市同区押部谷町細田632番地
同	財家一夫	同 市同区押部谷町細田289番地



兵庫県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市岩岡上土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吉岡英明	神戸市西区岩岡町岩岡197番地の2
同	木村秀章	同 市同区岩岡町岩岡369番地
同	近藤清市	同 市同区岩岡町岩岡888番地
同	木下一	同 市同区岩岡町岩岡492番地
同	辰巳重義	同 市同区岩岡町岩岡1276番地
同	木村辰男	同 市同区岩岡町岩岡401番地の2
同	久森晴一	同 市同区岩岡町岩岡720番地の2
同	高見嘉彦	同 市同区岩岡町岩岡811番地
同	秋田智教	同 市同区岩岡町岩岡472番地
同	藤田光男	同 市同区岩岡町岩岡15番地の1

監 事	安 尾 浩 明	同	市同区岩岡町印路759番地の3
同	入 江 和 彦	同	市同区岩岡町岩岡965番地
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	木 村 秀 章	神戸市西区岩岡町岩岡369番地	
同	入 江 正 明	同 市同区岩岡町岩岡968番地	
同	松 尾 美知男	同 市同区岩岡町岩岡378番地の2	
同	安 福 佐登司	同 市同区岩岡町岩岡1064番地の2	
同	高 見 嘉 彦	同 市同区岩岡町岩岡811番地	
同	久 森 晴 一	同 市同区岩岡町岩岡720番地の2	
同	久 森 貞 夫	同 市同区岩岡町岩岡569番地の13	
同	久 森 澄 刀	同 市同区北別府3丁目3番地の3	
同	藤 田 光 男	同 市同区岩岡町岩岡15番地の1	
同	辰 巳 雅 彦	同 市同区岩岡町岩岡1278番地	
監 事	安 尾 浩 明	同	市同区岩岡町印路759番地の3
同	松 井 雅 広	同	市同区岩岡町岩岡124番地



兵庫県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

見性寺井堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 田 仁 司	豊岡市出石町町分33番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 弘 美	豊岡市出石町鉄砲19番地



兵庫県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

両荘土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 本 幸 平	加古川市上荘町小野1047番地の4
同	吉 岡 憲 男	同 市上荘町都染451番地
同	谷 本 正 弘	同 市平荘町山角697番地の6
同	荻 内 智	同 市上荘町都染459番地
監 事	荻 内 晴 彦	同 市上荘町都染443番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荻 内 晴 彦	加古川市上荘町都染443番地の1
同	道 清 久 敏	同 市平荘町山角541番地
同	吉 岡 秀 明	同 市上荘町都染424番地の1
監 事	荻 内 智	同 市上荘町都染459番地

~~~~~

**兵庫県告示第725号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

**奥野村土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 婦 木 厚 志 | 丹波市春日町野村586番地 |
| 同     | 大 槻 正 一 | 同 市春日町野村695番地 |
| 同     | 大 槻 真 理 | 同 市春日町野村664番地 |
| 同     | 婦 木 育 雄 | 同 市春日町野村581番地 |
| 同     | 婦 木 芳 郎 | 同 市春日町野村538番地 |
| 同     | 婦 木 定 博 | 同 市春日町野村395番地 |
| 監 事   | 婦 木 悟   | 同 市春日町野村508番地 |
| 同     | 青 木 悟   | 同 市春日町野村867番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 婦 木 芳 郎 | 丹波市春日町野村538番地   |
| 同     | 婦 木 育 雄 | 同 市春日町野村581番地   |
| 同     | 婦 木 定 博 | 同 市春日町野村395番地   |
| 同     | 金 森 正 高 | 同 市春日町野村536番地   |
| 同     | 大 槻 哲 也 | 同 市春日町野村657番地   |
| 同     | 婦 木 克 彦 | 同 市春日町野村531番地   |
| 監 事   | 婦 木 保   | 同 市春日町野村932番地 1 |
| 同     | 婦 木 厚 志 | 同 市春日町野村586番地   |

~~~~~

兵庫県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

整理土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 槻 勝 彦	丹波市春日町棚原1214番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 槻 祐 彦	丹波市春日町棚原1214番地 2

~~~~~

**兵庫県告示第727号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

**内原土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 野 水 直 哉 | 南あわじ市津井2695番地 1 |
| 同     | 新 崎 照 明 | 同 市津井2907番地     |
| 同     | 井 上 郁 夫 | 同 市津井2751番地     |
| 同     | 原 興 三   | 同 市津井2897番地     |
| 同     | 西 田 友 二 | 同 市津井2452番地     |
| 監 事   | 原 政 治   | 同 市津井2690番地     |
| 同     | 前 谷 健 市 | 同 市津井2769番地 3   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 野 水 直 哉 | 南あわじ市津井2695番地 1 |
| 同     | 新 崎 照 明 | 同 市津井2907番地     |
| 同     | 井 上 郁 夫 | 同 市津井2751番地     |
| 同     | 原 興 三   | 同 市津井2897番地     |
| 同     | 西 田 友 二 | 同 市津井2452番地     |
| 監 事   | 前 谷 健 市 | 同 市津井2769番地 3   |
| 同     | 鈴 木 悟 司 | 同 市津井2866番地     |



**兵庫県告示第728号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町中区西安田字イヤガ谷719の6、719の9、719の10
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字イヤガ谷719の6、719の9、719の10（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第729号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を令和4年5月25日に次のとおり認可した。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 漁業権者  
名 称 揖保川漁業協同組合

所在地 兵庫県宍粟市山崎町五十波1013

2 認可年月日

令和4年5月25日

3 漁業権番号

内共第7号

4 認可に係る変更の内容

第3条第3項中の表を次のように改める。

|    | 区 域                                                |
|----|----------------------------------------------------|
| 1  | 波賀町安積発電所取水口より上流、上野発電所にある橋まで                        |
| 2  | 波賀町「安賀・かしはら井堰」から下流、約1,000mの「今市井堰」までの区域             |
| 3  | 一宮町杉田にある杉田橋より上流、波賀町日見谷にある火魂神社下の標柱までの区域             |
| 4  | 一宮町百千家満 砂出河原井堰から下流、約450mのホケ淵にある標柱までの区域             |
| 5  | 一宮町福野「福野橋」から上流、同町河原田「カラスヤ井堰」までの区域                  |
| 6  | 一宮町下三方吉野関西電力曲里発電所取水口より上流大ボキ井堰までの区域                 |
| 7  | 一宮町田ノ尻ローリン井堰より上流新湯井堰までの区域                          |
| 8  | 一宮町、パチンコ一宮会館裏にある標柱から曲里井堰（三方川）の標柱までの区域              |
| 9  | 一宮町安黒堰堤上流側にある標柱から上流須行名の板橋までの区域                     |
| 10 | 一宮町閏賀、やすらぎ小溝の排水口にある標柱から上流一宮町安積パチンコ一宮会館上流にある標柱までの区域 |
| 11 | 一宮町西安積にある受取谷川口から上流、一宮町杉田にある杉田橋までの区域                |
| 12 | 一宮町染河内川下野田三山淵より下流、橋床淵までの区域                         |
| 13 | 山崎町木ノ谷のドライブインナガサワ裏の井堰より下流、山崎町与位の洞門にある標柱までの区域       |
| 14 | 山崎町川戸と新宮町香山にある盗人岩の上下にある標柱までの区域                     |
| 15 | 山崎町さつき大橋上流の標柱から上流西五十波バス停の標柱までの区域                   |
| 16 | 山崎町カラト アラ湯井堰から下流、宍粟橋までの区域                          |
| 17 | 山崎町中広瀬野井堰から下流、山崎大橋上流端までの区域                         |
| 18 | 山崎町川戸井堰の下流にある標柱から下流旧戸原橋の標柱までの区域                    |
| 19 | 山崎町下比地の香山井堰にある標柱から下流山崎町川戸の樋門までの区域                  |
| 20 | 山崎町生谷の生谷温泉裏の井堰から揖保川本流の合流点までの区域                     |
| 21 | 新宮町香山笹野井堰（通称、藪下）から下流下宇原樋門にある標柱までの区域                |
| 22 | 新宮町下野の下野橋（新香橋）標柱より下流500mにある標柱までの区域                 |

|    |                                                   |
|----|---------------------------------------------------|
| 23 | 新宮町宮裏の碑にある標柱より下流約300mの点にある標柱までの区域                 |
| 24 | 新宮町鶯崎の鶯崎橋上流にある井堰下流の標柱から下流島田の排水口にある標柱までの区域         |
| 25 | たつの市の龍野新大橋にある標柱から上流にある標柱までの区域                     |
| 26 | 龍野町旭橋の橋桁の上から下流龍野橋の橋桁の上までの区域                       |
| 27 | 龍野町龍野橋の橋桁の下にある標柱から下流約350mの龍野観光駐車場の前<br>にある標柱までの区域 |
| 28 | 姫路市安富町安志、中国道上流井堰より下流、安志大橋までの区域                    |

第5条第1項中の表を次のとおり改める。

| 地域    | ア 区域                                                                     | イ 期間            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 新宮  | 新宮町新宮にある新北村井堰にある<br>表中から上流約500mにある標柱まで<br>の区域                            | 網解禁日から8月31日まで   |
| 2 越部  | 新宮町井野原にある第2排水樋管に<br>ある標柱から下流サッカー競技場南<br>にある標柱までの区域                       | 同上              |
| 3 小玉  | 佐野川出尻から下流祇園橋にある標<br>柱までの区域                                               | 同上              |
| 4 正条  | 揖保川町新在家宮前にある標柱から<br>下流揖保川大橋の上約200mの点にあ<br>る標柱までの区域                       | 同上              |
| 5 三方  | もみの木口標柱から上流の区域                                                           | 1月1日から12月31日まで  |
| 6 引原  | 波賀町引原ダムサイドから上流アバ<br>ー（ごみ除け柵）を設置したところま<br>での区域                            | 同上              |
| 7 安富  | 安富町安富ダムから上流の網場地点<br>（ダム軸より上流約200m）から下流<br>減勢工末端地点（ダム軸より下流約<br>101m）までの区域 | 同上              |
| 8 網干  | 姫路市余部区と網干区との揖保川両<br>岸における境界見通線から国道250線<br>網干大橋上流端までの区域                   | 10月1日から11月30日まで |
| 9 余部  | 姫路市余部区の幡洞川の揖保川との<br>合流点より上流フウセンダムまでの<br>区域                               | 同上              |
| 10 御津 | 御津町中島の中川にある横堰から下<br>流にあるゲートまでの区域まで                                       | 1月1日から12月31日まで  |

5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日

認可の日から施行する。



**兵庫県告示第730号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和4年6月7日から2週間、兵庫県土木部道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                 | 指定の部分 | 備考 |
|-------|-------|-------------------------------------|-------|----|
| 主要地方道 | 宗佐土山線 | 加古郡稲美町国安一丁目62番1から<br>同 町岡字本バタ422番まで | 上下線   |    |



**兵庫県告示第731号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項の規定により、次の海岸について高潮浸水想定区域を指定し、その区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域、当該水深及び当該浸水継続時間を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定区域

| 沿岸名             | 区 間                            |                                   |
|-----------------|--------------------------------|-----------------------------------|
|                 | 起 点                            | 終 点                               |
| 大阪湾沿岸<br>(兵庫県域) | 尼崎市東海岸町<br>(兵庫県・大阪府境界)         | 神戸市垂水区狩口台6丁目<br>(神戸市・明石市境界)       |
| 播磨沿岸            | 明石市大蔵海岸通1丁目<br>(明石市・神戸市境界)     | 赤穂市福浦<br>(兵庫県・岡山県境界)              |
| 但馬沿岸            | 豊岡市田結<br>(兵庫県・京都府境界)           | 美方郡新温泉町居組<br>(兵庫県・鳥取県境界)          |
| 淡路沿岸<br>(東浦)    | 淡路市岩屋松帆<br>(旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町境界) | 洲本市畑田組<br>(洲本市・南あわじ市境界)           |
| 淡路沿岸<br>(灘)     | 南あわじ市灘来川<br>(南あわじ市・洲本市境界)      | 南あわじ市福良<br>(旧三原郡南淡町・旧三原郡西淡町境界)    |
| 淡路沿岸<br>(西浦)    | 淡路市野島江崎<br>(旧津名郡北淡町・旧津名郡淡路町境界) | 南あわじ市阿那賀伊毘<br>(旧三原郡西淡町・旧三原郡南淡町境界) |

2 縦覧場所

| 沿岸名               | 縦覧箇所                                                                             |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪湾沿岸<br>(兵庫県域)   | 土木部港湾課<br>阪神南県民センター西宮土木事務所及び尼崎港管理事務所<br>阪神北県民局宝塚土木事務所<br>神戸県民センター神戸土木事務所         |
| 播磨沿岸              | 土木部港湾課<br>東播磨県民局加古川土木事務所<br>中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路港管理事務所<br>西播磨県民局光都土木事務所及び龍野土木事務所 |
| 但馬沿岸              | 土木部港湾課<br>但馬県民局豊岡土木事務所及び新温泉土木事務所                                                 |
| 淡路沿岸<br>(東浦・灘・西浦) | 土木部港湾課<br>淡路県民局洲本土木事務所                                                           |



兵庫県告示第732号

昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部を次のように改正し、令和4年6月7日から施行する。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

2(3)から(6)までを次のように改める。

2 水防警報を行う河川及び海岸

- (3) 大阪湾沿岸  
尼崎市、西宮市、芦屋市及び神戸市の海岸の区域
- (4) 播磨沿岸  
明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸の区域
- (5) 淡路島沿岸  
淡路市、洲本市及び南あわじ市の海岸の区域
- (6) 日本海沿岸  
豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸の区域



兵庫県告示第733号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 株式会社フォーユー
- 2 代表者氏名 大畑正徳
- 3 事務所所在地 伊丹市北本町1-110-1-1-210
- 4 免許番号 兵庫県知事(8)第202243号

5 免許年月日 平成30年10月23日



**兵庫県告示第734号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、昭和39年兵庫県告示第332号（建築基準法の規定による道の指定）で指定した道のうち、次の指定を取り消す。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 取消年月日<br>(令和年月日) | 位置                                                                  | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 4.6.7            | 淡路市佐野字佐野原844番2の一部、844番3、844番6の一部、848番5、961番1の一部、961番1地先里道、844番3地先水路 | 1.83~3.99    | 113.76       |



**兵庫県告示第735号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                   | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------|--------------|--------------|
| 第R04丹波位置<br>0001号 | 4.5.20           | 丹波市柏原町柏原字藤原2868番1の一部 | 5.00         | 14.12        |
|                   |                  |                      | 5.00~5.28    | 18.73        |

**公 告**

**随意契約の相手方の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年6月7日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
定年引上げに伴う人事給与等システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
(株)高知電子計算センター 高知市本町4丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
39,935,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。

~~~~~  
立入調査権限者身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

種類	番号	交付年月日	紛失年月日
青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書	H31007	平成31年4月11日	令和4年4月15日

~~~~~  
**令和5年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施**

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、令和5年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により日程を延期する場合がある。

令和4年6月7日

兵庫県立農業大学校長 小舟博文

1 募集人員、募集方法等

- (1) 募集人員 40名
- (2) 募集方法
  - ア 推薦入学試験
  - イ 一般入学試験（前期又は後期）
- (3) 課程

出願時に次のア又はイのいずれかを選択する。

- ア 農産園芸課程
- イ 畜産課程

2 教育期間

2箇年（全寮制）

3 入学試験

(1) 推薦入学試験

ア 試験日時  
 令和4年10月25日（火）午前9時30分から

イ 試験場所  
 加西市常吉町1256-4  
 兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

- (7) 筆記試験（国語総合（古文及び漢文を除く）、数学Ⅰ及び数学A並びに農業の基礎的知識）
- (4) 面接試験

エ 受験資格

次の条件を全て満たす者

- (7) 令和5年4月1日現在満25歳未満の者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
- (4) 人物、学業成績ともに優秀で、次の条件を全て満たし、当該受験者の高等学校長（以下「高等学校長」という。）が責任を持って推薦できる者であること。
  - a 本県農業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後、農村地域の担い手又は地域農業振興等の指導者を目指す者
  - b 本校を専願する者
  - c 学業成績は、調査書の評価平均で3.3以上であり、人物及び健康に優れている者
  - d 部活動（農業等クラブを含む）等で積極的に活動をしている者

## オ 受験手続

## (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、210円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校あてに申し込むこと。

## (1) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和4年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

## a 入学願書

## b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

## c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

## d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

## e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。

## f 添付書類

高等学校長の推薦書

## (7) 提出期間

令和4年10月3日（月）から同月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、同日（火）必着とする。

## (7) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

## カ 合格発表

令和4年10月26日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

## (2) 一般入学試験（前期）

## ア 試験日時

令和4年11月29日（火）午前10時から

## イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

## ウ 試験科目

## (7) 筆記試験

## a 国語総合（古文及び漢文を除く。）

## b 数学I及び数学A

## (1) 面接試験

## エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、令和5年4月1日現在満25歳未満の者で、次のいずれかに該当する者であること。

## (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

## (1) 兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## オ 受験手続

## (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、210円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校あてに申し込むこと。

## (4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和4年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

## a 入学願書

## b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

## c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

## d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

## e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

## (7) 提出期間

令和4年10月24日（月）から11月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、同日（木）必着とする。

## (4) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

## カ 合格発表

令和4年11月30日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

## (3) 一般入学試験（後期）

## ア 試験日時

令和5年3月7日（火）午前10時から

## イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

## ウ 試験科目

## (7) 筆記試験

## a 国語総合（古文及び漢文を除く。）

## b 数学Ⅰ及び数学A

## (4) 面接試験

## エ 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、令和5年4月1日現在満25歳未満の者で、次のいずれかに該当する者であること。

## (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

## (4) 兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## オ 受験手続

## (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5セ

ンチメートル) 以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、210円分の切手を貼り付けたものを同封し、本校あてに申し込むこと。

(f) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和5年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、84円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(g) 提出期間

令和5年2月13日(月)から同月24日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、同日(木)必着とする。

(h) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和5年3月8日(水)午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 あまがさきキューズモール

所在地 尼崎市潮江一丁目3-1、2-3

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

代表者の氏名 大山一也

3 変更事項

(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 常 陰 均  
 イ 変更後

|              |                   |         |
|--------------|-------------------|---------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 大 山 一 也 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|             |                |         |
|-------------|----------------|---------|
| 名称          | 住所             | 代表者の氏名  |
| 株式会社阪急阪神百貨店 | 大阪市北区角田町8—7号   | 荒 木 直 也 |
| 株式会社平和堂     | 滋賀県彦根市小泉町31    | 夏 原 平 和 |
| 株式会社ツツミ     | 埼玉県蕨市中央4—24—26 | 堤 征 二   |

外138者

イ 変更後

|             |                |           |
|-------------|----------------|-----------|
| 名称          | 住所             | 代表者の氏名    |
| 株式会社阪急阪神百貨店 | 大阪市北区角田町8番7号   | 山 口 俊 比 古 |
| 株式会社平和堂     | 滋賀県彦根市西今町1番地   | 平 松 正 嗣   |
| 株式会社ツツミ     | 埼玉県蕨市中央4—24—26 | 互 智 司     |

外76者

4 変更年月日

令和3年9月1日ほか

5 届出年月日

令和4年5月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年6月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年10月7日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年6月7日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

校務用パソコン等 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和4年10月1日（土）から令和10年9月30日（土）まで（72箇月）

(4) 納入場所

芦屋特別支援学校ほか67カ所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端

数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和4年6月7日(火)から同年6月21日(火)(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和4年7月15日(金)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和4年7月14日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年6月7日(火)から同年6月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年6月21日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和4年7月8日(金)午後5時から同年7月15日(金)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年6月8日(水)から同年7月1日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年6月8日(水)から同年6月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年6月21日(火)は午後4時までとす

る。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年7月8日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年7月13日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年7月13日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵



- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
- 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局物品管理課 担当 西川  
電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間
- 令和4年6月7日（火）から同年6月21日（火）（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札の日時
- 令和4年7月15日（金）午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室
- エ 入札書の提出期限
- 上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年7月14日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
- 兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間
- 令和4年6月7日（火）から同年6月21日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年6月21日（火）は午後4時までとする。）
- イ 入札の日時
- 令和4年7月8日（金）午後5時から同年7月15日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間
- 令和4年6月8日（水）から同年7月1日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
- なお、電子入札システムによる場合は、令和4年6月8日（水）から同年6月21日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年6月21日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
- イ 受付場所
- 前記3(1)アに同じ
- ウ 提出書類
- カタログ等の仕様を確認できる書類
- エ 提出方法
- 電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果
- 令和4年7月8日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年7月13日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに入札されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年7月13日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of quantity of the product to be procured

Educational information network system (leasing contract)

- (3) Lease period: March 20, 2023 - March 19, 2028
- (4) Delivery location:  
An external data center and other 176 locations (as specified in the specifications)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 June 21, 2023
- (6) Deadline for tender:  
16:00 July 15, 2022 by direct delivery or electronic bidding system  
17:00 July 14, 2022 by mail
- (7) Office to contact concerning the Notice:  
Mr. Nishikawa Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4935

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年6月7日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
グループウェアサーバ機器 一式 (賃貸借)
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
令和5年1月1日(日)から令和10年12月31日(日)まで(72箇月)
- (4) 納入場所
NTT西日本データセンター(詳細は仕様書のとおり)
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和4年6月7日(火)から同年6月21日(火)(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和4年7月15日(金)午後4時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和4年7月14日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年6月7日(火)から同年6月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年6月21日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和4年7月8日(金)午後5時から同年7月15日(金)午後4時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年6月8日(水)から同年7月1日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年6月8日(水)から同年6月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年6月21日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年7月8日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年7月13日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社と

の間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年7月13日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of quantity of the product to be procured

1 set of groupware server equipment (leasing contract)

(3) Lease period: January 1, 2023 - December 31, 2028

(4) Delivery location:

An external data center (as specified in the specifications)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 21, 2023

(6) Deadline for tender:

16:00 July 15, 2022 by direct delivery or electronic bidding system

17:00 July 14, 2022 by mail

(7) Office to contact concerning the Notice:

Mr. Nishikawa Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町北池字庄境46番、47番1、19番4の一部、54番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町北池27番地1
土井建設株式会社 代表取締役 壁 貴義
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年11月18日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-21号（3高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市下宮木町字玉ノ坪 521番1、522番1の一部、524番1から524番3まで、532番から536番まで、540番、541番6、541番7
同 市下宮木町字西門 568番、569番1、569番2、570番、571番1、571番2、572番、573番1、574番1の一部、574番3、575番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市下宮木町字玉ノ坪555番地の1
丸中製菓株式会社 代表取締役 中山大輔
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年2月3日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-26-3号（2加西）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年6月7日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

- 3 身体障害者支援施設及び保護施設の表西宮市の項中

「

	オレンジ西宮	同 市山口町名来 1076—1
--	--------	-----------------

」

を

「

	オレンジ西宮	同 市山口町名来 1076—1
	西宮すなご医療福祉センター	同 市武庫川町 2—9

」

に改める。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

一般競争に係る調達物の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年6月7日

契約担当者

兵庫県警察本部長 桐原弘毅

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
自動車保管場所管理システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年5月24日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT・TCリース株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額
3,927,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年4月12日